

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>（超過勤務手当）</p> <p>第16条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第19条 第15条第1項、第16条第1項及び第3項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にとっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p> <p>・〔略〕</p> <p>（休職者等の給与）</p> <p>第23条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。</p> <p>法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第16条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第19条 第15条第1項、第16条第1項及び第3項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから8時間に人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にとっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p> <p>・〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第23条〔同左〕</p> <p>法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80</p>

<p>・ [略]</p> <p>2・3 [略] (勤勉手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の75(第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、100分の95)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>勤勉手当基礎額</u>」とあるのは「<u>勤勉手当基礎額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して墨田区規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で墨田区規則で定める割合を乗じて得た額(墨田区規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額の100分の20を超えない範囲内で墨田区規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下「職務段階別加算額等」という。)を加算した額</u>」と、「<u>給与月額</u>」とあるのは「<u>給与月額に職務段階別加算額等を加算した額</u>」とする。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>・ [略]</p> <p>2・3 [略] 〔同左〕</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、職員の給与月額に、100分の75を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に100分の95を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>給与月額</u>」とあるのは「<u>給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して墨田区規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で墨田区規則で定める割合を乗じて得た額(墨田区規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額の100分の20を超えない範囲内で墨田区規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額</u>」とする。</p> <p>5・6 [略]</p>
---	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(休職者等の給与の改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の第23条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に新たに同号の規定により給与を支給される職員に対して適用し、同日の前日から引き続きこの条例による改正前の第23条第1項第1号の規定により給与を支給されている職員に係る給与を支給することができる期間については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。